

飛騨市男女共同参画基本計画

平成18年 3月

飛 駢 市



飛騨市男女共同参画基本計画

目 次

第①章 基本計画策定の背景と基本的事項

1. 男女共同参画社会の重要性	3
2. 飛騨市がめざすまちづくり	4
3. 國際社会のうごき	5
4. 日本国内のうごき	5
5. 岐阜県のうごき	7

第②章 基本計画の概要

1. 基本理念	9
2. 基本計画の期間	9
3. 基本計画の体系図	10

第③章 基本計画の内容

1. 「男女共同参画社会実現に向けての基礎づくり」	13
2. 「男女がともに働きやすい社会環境づくり」	16
3. 「男女共同参画による豊かで活力ある地域づくり」	21

附属資料

1. 基本計画策定までの過程	24
2. 飛騨市男女共同参画推進協議会設置要綱	25
3. 飛騨市男女共同参画推進協議会名簿	26
4. 飛騨市男女共同参画基本計画検討委員会名簿	27
5. 飛騨市男女共同参画基本計画策定委員会名簿	28
6. 男女共同参画基本法	29
7. 岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例	33



第 ⑤ 章 基本計画策定の背景と基本的事項

1. 男女共同参画社会の重要性

- 我が国は、高度経済成長を遂げ、多くの経済的な豊かさを享受してきたわけであるが、その背景には「男は仕事、女は家事や育児」といった性による役割分担意識やそれらに基づく社会慣習や慣行が根強く存在していた。
- しかし、こういった社会においては、日本国憲法で定められている個人の尊重と法の下の平等がかならずしもあらゆる分野において遵守されているわけではありませんでした。
- そこで、平成11年6月「男女共同参画社会基本法」が公布・施行され、男女の個人としての尊厳が重んぜられ、男女が性別による差別的取扱いを受けることなく、男女が個人としての能力を発揮する機会が確保されることなどを明確に示されました。
- この基本法では、男女共同参画社会実現のために、地方公共団体はその地域特性に応じた施策を策定し実践する必要があるとされています。
- 重要性を語る上でもう一方で忘れてはならない事項があります。それは、我が国、我が飛騨市が抱える最大の課題のひとつである、少子高齢社会の出現です。
- 少子高齢社会は、高度経済成長期においては容易に確保できた労働力が失われ、産業基盤構造を揺るがす問題に発展しています。また、国の統計によると、2030年には、約1,000万人程度の人口が減り、約5人に1人が75歳以上という超高齢社会が現実のものとなり、社会保障負担において多くの高齢者を少数の若者の負担で賄う必要が生じてきます。
- また、少子高齢化と並行して、一層のグローバル化、産業経済構造の変化、及び高度情報化が進む社会情勢の変化に適切に対応していくことも求められています。
- 更には、現代社会は物に溢れ、価値観の多様化が進む一方であり、相手を思いやることの大切さや、本来身につけていた社会におけるマナーといった基本的な部分が欠如してきており、それらの再認識を促す必要があります。
- こういった、社会情勢の変化に適切に対応するためには、男性も女性も若いも若きもそれぞれの立場をお互いに理解し、認め合い、支え合って、一人ひとりが持っている能力を十分に発揮できる社会の実現が必要不可欠なのです。

2. 飛騨市がめざすまちづくり

- 飛騨市は、平成16年(2004年)2月1日に、旧吉城郡の古川町、河合村、宮川村、神岡町が合併し誕生しました。合併時点から過疎地域指定を受け、新市政をスタートさせました。
- 合併前に行った住民アンケートに基づき、新市建設計画を次のとおり定めました。
 - ・ 豊かな風土に包まれて暮らすまちづくり
 - ・ 文化と個性が育む産業のまちづくり
 - ・ ぬくもりとやさしさが誇る安心のまちづくり
 - ・ 伝統と先端科学が融合した教育・文化のまちづくり
 - ・ 人びとの英知で支える自主自立のまちづくり
- 新市政をスタートさせ、飛騨市は市政運営の3本柱を次のとおり定めました。
 - ・ 速やかな一体化を促進し総合力を発揮する
 - ・ 飛騨文化を追求し、創造する
 - ・ 人にやさしい、わかりやすい仕組みをつくる
- 男女共同参画への取り組みについては、旧古川町が平成15年3月に基本計画である「古川町男女共同参画プラン」を策定しており、合併協議会における協議事項にもあげられ「古川町の基本計画を参考に新市の計画を樹立する」旨の決定がなされています。
- これらを受け、飛騨市では初めてとなる基本計画を策定し、地域の特性を考慮しながら、慣例や慣行を見直し、改善すべきは改善し、市民の皆さん（老いも若きも男性も女性も）、市内の企業及び行政がともに協働して、地域に根ざした男女共同参画社会実現のための様々な施策を積極的に展開していきます。
- 社会通念や慣習の中には、社会によって作りあげられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」（ジェンダー/gender）と呼びますが、この「社会的性別」による固定的役割分担や差別、偏見等につながるような誤った「男らしさ」「女らしさ」を押し付けるのではなく、「自分らしく」生きることができる社会の実現を目指します。
- 家庭でも職場でも地域でも、男女がお互いの生き方を尊重し、認め合い、支え合い、個性や能力を十分に発揮できる飛騨市のまちづくりを推進します。
- なお、ジェンダーフリーという考え方については、この言葉の使い方によりその意味や主張する内容が様々であることから、飛騨市としては、この言葉を使用しません。教育の場における、男女同室着替え、男女同室宿泊等の行為は非常識であり、男女共同参画が目指すものとは全く異なります。しかしながら、社会的性別（ジェンダー）に敏感な視点で施策の策定や実施に取り組むことに関しては、重要であるとの認識にたっています。

3. 國際社會のうごき

- ▼1975年(昭和50年) 国連がこの年を「国際婦人年」と定め「平等、開発、平和」を目標と定め世界における中核的な活動を開始。
- ▼1976年(昭和51年) 国連はこの年から10年間を「国連婦人の10年」と定め、女性に対するあらゆる差別をなくすための積極的な活動を展開。
- ▼1979年(昭和54年) 女性差別撤廃を目的とした女性のための憲法ともいえる「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」が、第34回国連総会において採択された。
- ▼1985年(昭和60年) ナイロビにおいて「国連婦人の10年最終年世界会議」が開催され、「国連婦人の10年」の目標達成のためになされた成果を評価し、西暦2000年に向けて各国等が効果的措置を講じる上でのガイドラインである「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択された。
- ▼1990年(平成2年) 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」の実行速度をあげるべく、「ナイロビ将来戦略の実施に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」が国連経済社会理事会において採択された。
- ▼1995年(平成7年) 北京において「第4回世界女性会議」が開催され、世界的に最優先で取り組むべき課題を盛り込んだ「行動要領」及び、世界中の女性の地位向上を目指す「北京宣言」が採択された。
- ▼2000年(平成12年) ニューヨークの国連本部において、国連特別総会「女性2000年会議」が開催され、「北京行動綱領」の実施状況を検討・評価し、その完全実施に向けた今後の戦略が協議され、「更なる行動とイニシアティブに関する文書」(「成果文書」)が採択されました。

4. 日本国内のうごき

- ▼1977年(昭和52年) 向こう10年間の女性に関する行政の課題及び施策の方向を明らかにする国内行動計画を策定。
- ▼1985年(昭和60年) 「女子差別撤廃条約」を批准。
- ▼1987年(昭和62年) 男女共同参画型社会実現を目指した「西暦2000年に向けての新国内行動計画」を策定。
- ▼1993年(平成5年) 「男女共同参画型社会づくりに向けての推進体制の整備について」を決定(婦人問題企画推進本部)。
- ▼1994年(平成6年) 内閣総理大臣の諮問機関として「男女共同参画審議会」を設置され、更に、総理府に「男女共同参画室」が設置された。また同年、閣僚の全員を構成員とする「男女共同参画推進本部」を発足させた。
- ▼1996年(平成8年) 「男女共同参画審議会」答申「男女共同参画ビジョン」を受け、「男女共同参画2000年プラン」を策定。
- ▼1998年(平成10年) 「男女共同参画審議会」が「男女共同参画社会基本法—男女共同参画社会を形成するための基礎的条件づくりー」を答申。

▼1999年(平成11年) 「男女共同参画社会基本法」が施行。

基本理念に

- ・男女の人権の尊重
- ・社会における制度又は慣習についての配慮
- ・政策等の立案及び決定への共同参画
- ・家庭生活における活動と他の活動の両立
- ・国際的協調

を掲げ、国、地方公共団体及び国民にそれぞれ理念の実現のための責務を定めています。

▼1997年(平成9年) 「男女共同参画審議会」が「女性に対する暴力専門部会」を設置。

▼1999年(平成11年) 「女性に対する暴力専門部会」が「女性に対する暴力のない社会を目指して」を、翌年には、「女性に対する暴力に関する基本の方策について」を答申。

▼2000年(平成12年) 男女共同参画社会基本法に基づき「男女共同参画基本計画」が策定される。

▼2001年(平成13年) 中央省庁等の再編成によって内閣府に「男女共同参画局」が設置されるとともに、内閣府に置かれる4つの重要政策に関する会議の一つの「男女共同参画会議」がこれまでの「男女共同参画審議会」の機能を発展的に継承されることとされた。

▼2005年(平成17年) 「男女共同参画会議」が「男女共同参画基本計画改定に当たっての基本的な考え方ー男女がともに輝く社会へー」を答申したのを受け、「男女共同参画基本計画」が改定された。(第2次計画の策定)

第2次計画のポイント

- ・ 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- ・ 女性のチャレンジ支援
- ・ 男女雇用機会均等の推進
- ・ 仕事と家庭・地域生活の両立支援と働き方の見直し
- ・ 新たな分野への取組
- ・ 男女の性差に応じた的確な医療の推進
- ・ 男性にとっての男女共同参画社会
- ・ 男女平等を推進する教育・学習の充実
- ・ 女性に対するあらゆる暴力の根絶
- ・ あらゆる分野において男女共同参画の視点に立って関連施策を立案・実施し、男女共同参画社会の実現を目指す。

5. 岐阜県のうごき

- ▼1977年(昭和52年) 県庁の民生部児童家庭課に「婦人問題担当」の窓口が設置される。
- ▼1979年(昭和54年) 「婦人問題懇話会」が設置され、その2年後に「婦人の地位と福祉の向上に関する提言」がなされました。
- ▼1986年(昭和61年) 「岐阜県婦人行動計画」が「婦人問題推進会議」により策定される。
- ▼1989年(平成元年) 「婦人問題懇話会」を発展的に解消し、新たに「女性の世紀21委員会」が設置される。
- ▼1994年(平成6年) 「女性の世紀21委員会」から提出されて提言と「岐阜県婦人行動計画」策定後の社会構造の変化に対応するために、「女と男のはあもにいプラン－ぎふ女性行動計画－」を策定。
- ▼1996年(平成8年) 女性政策は県政の特定課題として位置付けられ、担当課も女性政策課として拡充される。
- ▼1998年(平成10年) 「女性の世紀21委員会」から「女と男のはあもにいプラン」の計画期間が終了することから、新しい行動計画に重点的に盛り込むべき内容が、「第3次ぎふ女性行動計画の新たな展開への提言－『変革』と『創造』をめざして－」として提出。
- ▼1999年(平成11年) これらの提言を受け、「ぎふ男女共同参画プラン」が策定され、21世紀を展望した新たな展開が始まる。
同年、組織再編により女性政策課にかわり地域県民部に男女共同参画課が設置される。
- ▼2002年(平成14年) 更なる組織改編により、男女共同参画課が男女共同参画室と名称が変更される。
- ▼2003年(平成15年) 「岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例」が公布・施行される。

第②章 基本計画の概要

1. 基本理念

日本国憲法は「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」と定めています（第14条）。

また、国は「男女共同参画社会基本法」（平成11年法律第78号）を定め、生活を営む全ての国民に対し、人権の尊重が基本原則であることを明確にしています。

本市における男女共同参画基本計画にあっても、以上の法の意を根幹として鑑みるとともに、合併当初から飛騨市が目指している将来像である「文化が薫る活力とやすらぎのまち 飛騨市」を実現するためにも、男女がそれぞれ個性を發揮し、お互いの人権を尊重し、認め合い、感性豊かなまちづくりに向けて邁進していきます。

飛騨市男女共同参画基本計画の基本理念

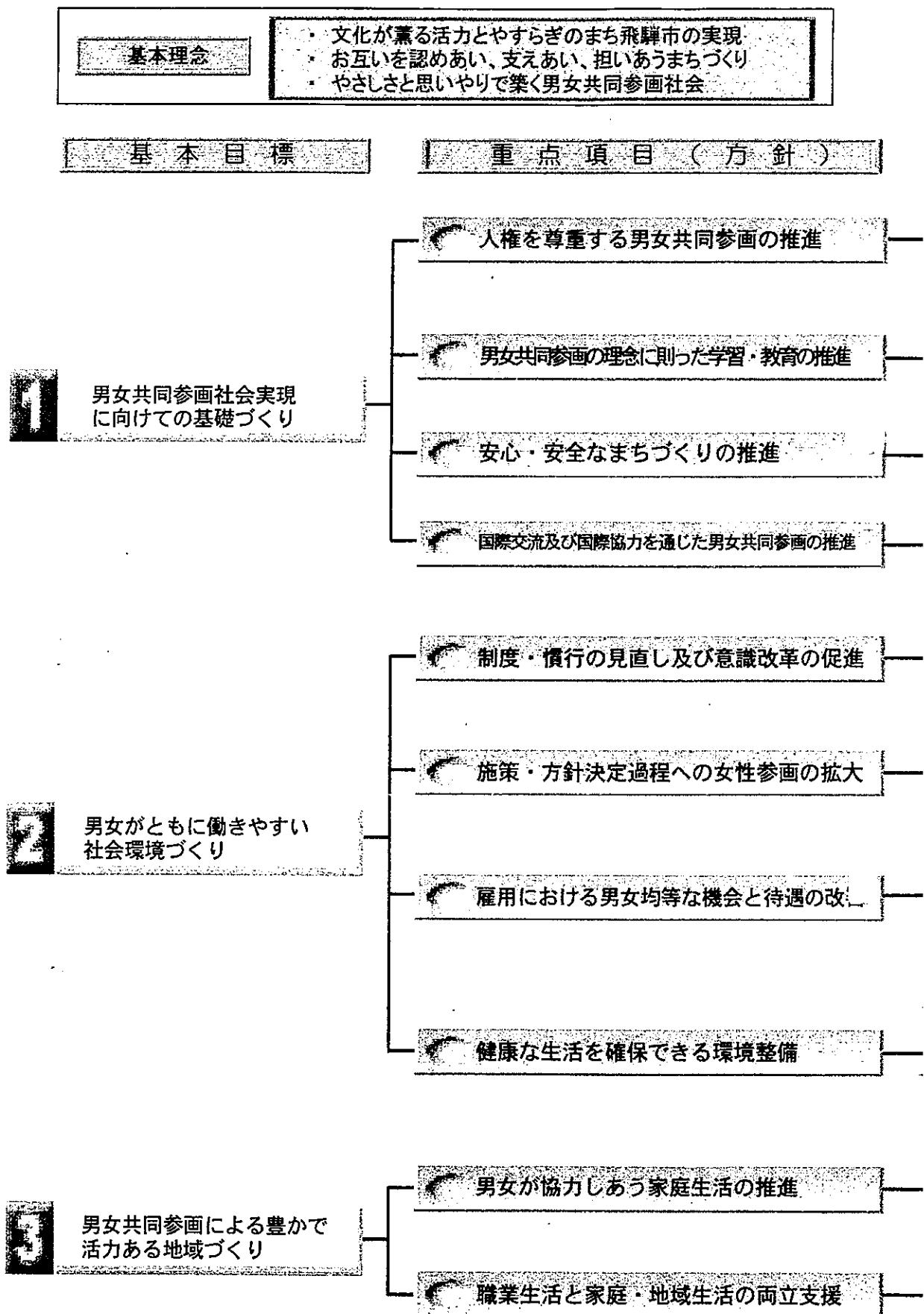
- ・ 文化が薫る活力とやすらぎのまち飛騨市の実現
- ・ お互いを認めあい、支えあい、担いあうまちづくり
- ・ やさしさと思いやりで築く男女共同参画社会

2. 基本計画の期間

本計画の期間は、平成18年度（2006年度）から平成27年度（2015年度）までの10年間です。

しかしながら、社会情勢の変化を的確に捉え、この期間内であっても隨時計画を見直すこととします。

3. 基本計画の体系図



具 体 的 施 策

市民意識の変革と形成

各種講演会・研修会・講座の開催による意識啓発

市行政における人権尊重の徹底

学校、家庭及び地域における男女平等の推進

教育のための情報提供と環境整備

あらゆる暴力の根絶

地域ぐるみですすめる安心・安全なまちづくり

国際化への対応、交流・連携の推進

事業所等に対する啓発活動の推進

男女共同参画社会に関する情報収集・提供

市行政における男女共同参画の推進

市の施策・方針決定過程への女性参画の拡大

事業所・各種団体等への推進支援

男女均等な機会と待遇の改善・促進

職場における意識啓発

自営業の女性、女性の起業のための支援

健康つくりの支援

時代に相応した結婚及び子育て支援

母子保健サービスの拡充

高齢者の生活自立支援のための環境整備

男女が協力しあえる家事・育児・介護等の環境整備

地域活動における男女共同参画の推進

仕事と家庭が両立できるための環境整備

自主的な市民活動の促進

第④章 基本計画の内容

基本目標1 「男女共同参画社会実現に向けての基礎づくり」

男女の個人としての尊厳を重んじ、男女がそれぞれ一人の人間として能力を発揮できる社会・飛騨市の実現をめざします。

男女共同参画社会実現に向け、教育環境の整備及び我々をとりまく暴力の根絶を推進します。

重点項目① 「人権を尊重する男女共同参画の推進」

具体的施策A [市民意識の変革と形成]

人権を尊重した社会の実現には、未だ根強く残っている「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別による役割分担意識を見直す必要があります。飛騨市は様々な活動を通して市民意識の変革と形成を促し「ぬくもりとやさしさが誘う安心のまちづくり」を進めます。

施策の内容

- ▣ 人権に関する意識啓発
- ▣ 人権週間（毎年12月4日～10日）や男女共同参画週間（毎年6月23日～29日）を活用した意識啓発活動の実施

具体的施策B [各種講演会・研修会・講座の開催による意識啓発]

男女共同参画をテーマとした講演会・研修会を開催し、男女共同参画についての正しい理解や男女共同参画社会の理念の普及・啓発に努めます。

施策の内容

- ▣ 男女共同参画社会実現に関する講演会等の開催

具体的施策C [市行政における人権尊重の徹底]

市政運営にあたり、常に人権尊重の視点から各種事業を展開する必要があります。市では職員意識の向上等を図り、あらゆる市政運営において人権尊重を徹底します。

施策の内容

- ▣ 人権尊重や男女共同参画の視点で事業を実施
- ▣ 職員研修等を通じて人権の尊重を徹底
- ▣ 市が刊行する広報紙、資料及びウェブサイト等の表記の見直し

重点項目② 「男女共同参画の理念に則った学習・教育の推進」

具体的施策A　〔学校、家庭及び地域における男女平等の推進〕

保育、学校教育の場において使用する教材等には人権尊重及び男女平等といった意識が既に大部分において導入されていますが、保育士や教職員の発する言葉、態度などを通じて、気づかぬまま子どもたちの価値観形成に影響を与えていたりします。また、家庭や地域における保護者等の言動についてもこれと同様なことがあります。これらに対応すべく、性別にとらわれず個人を尊重する教育を更に充実させる必要があります。

また、生涯を通じて男女がともに参加できる学習環境の充実を図ります。

〔施策の内容〕

- 各種研修を通じての教職員及び保護者等の意識啓発
- 人権の尊重や男女平等に関する教育の実践
- 学校生活や運営における慣行の見直し
- 生涯学習情報の提供及び生涯学習環境の充実

具体的施策B　〔教育のための情報提供と環境整備〕

人権が尊重される男女共同参画社会実現のために、意識啓発を促すべく適切な情報の提供に努めます。また、必要な環境整備も併せて推進していきます。

〔施策の内容〕

- 教育関係者に対する情報提供
- 学校及び市立図書館における男女共同参画に資する図書の充実
- 生涯を通じた学習環境の充実

重点項目③ 「安心・安全なまちづくりの推進」

具体的施策A　〔あらゆる暴力の根絶〕

配偶者やパートナーからの暴力、親から子への暴力等、あらゆる暴力及びセクシャル・ハラスメントを根絶するための活動を行います。

〔施策の内容〕

- あらゆる暴力（ドメスティック・バイオレンス（D V））根絶に向けた啓発活動
- セクシャル・ハラスメント根絶に向けた啓発活動
- 市役所内における相談窓口の設置

- 市役所以外の各種相談窓口の紹介
- 行政と地域社会が連携した根絶への取組み

ドメスティック・バイオレンス（DV）

「ドメスティック・バイオレンス」とは英語の「domestic violence」をカタカナで表記したものです。略して「DV」と呼ばれることがあります。

「ドメスティック・バイオレンス」とは何を意味するかについて、明確な定義はありませんが、一般的には「夫や恋人など親密な関係にある、又はあった男性から女性に対して振るわれる暴力」という意味で使用されることが多いようです。ただ、人によっては、親子間の暴力などまで含めた意味で使っている場合もあります。内閣府では、人によって異なった意味に受け取られるおそれがある「ドメスティック・バイオレンス（DV）」という言葉は正式には使わず、「配偶者からの暴力」、「夫（妻）・パートナーからの暴力」などという言葉を使っています。

具体的施策B [地域ぐるみですすめる安心・安全なまちづくり]

近年、地域における犯罪は増加傾向にあります。飛騨市では老若男女すべての市民が安心して暮らせるまちづくりを推進します。

施策の内容

- 保育園、学校、病院及び警察等との連携強化
- 行政と地域が一体となった犯罪防止への取組み
- 家庭における会話の充実及び、しつけ等の教育力の強化
- 市役所内における相談窓口の設置

重点項目④ 「国際交流及び国際協力を通じた男女共同参画の推進」

具体的施策A [国際化への対応、交流・連携の推進]

「国際社会（世界）のなかでの日本」、「国際社会（世界）のなかでの飛騨市」といった広い視野を持ち、国際社会への対応を推進すべく支援や啓発活動等に努めます。

施策の内容

- 世界の人々との相互交流を通して人権が尊重し合える機会の充実
- 国際協力、国際ボランティア活動への支援
- 国際交流、国際協力等についての情報提供

基本目標2 「男女がともに働きやすい社会環境づくり」

働く場における男女の均等な機会と待遇の確保に向けて、既存の固定的な性別による役割分担意識等を解消し、自らの意識と能力に応じて、一人ひとりがいきいきと活躍できる社会の実現をめざします。

深刻化している少子高齢化問題に対応すべく、男女が共に安心して子育てができる環境の整備をすすめるとともに、誰もが健康的な生活を送ることができる社会の実現をめざします。

重点項目① 「制度・慣行の見直し及び意識改革の促進」

具体的施策A 〔事業所等に対する啓発活動の推進〕

既存の制度・慣行の見直しを促すべく、男女共同参画の基本理念や市の基本計画について事業主を対象に理解を促し、事業所内における啓発活動を推進します。

施策の内容

- 事業所等への情報提供
- 事業主に対する啓発活動

具体的施策B 〔男女共同参画社会に関する情報収集・提供〕

国や県、及び関係団体が発信する男女共同参画社会実現に向けた取組み等について情報収集し、それらを市民に対し情報提供します。

施策の内容

- 市広報等を通しての情報提供
- 市ホームページを通じての情報提供

具体的施策C 〔市行政における男女共同参画の推進〕

市行政運営における既存の各種制度や慣行について見直しをはかるとともに、職員意識の改革を促し、市役所自らが男女共同参画のモデル的な職場となるよう努めます。

施策の内容

- 各種制度及び慣行の見直し
- 市職員への男女共同参画意識の啓発
- 「飛騨市次世代育成支援行動計画」の適切な実施

重点項目② 「施策・方針決定過程への女性参画の拡大」

具体的施策A [市の施策・方針決定過程への女性参画の拡大]

市政運営において、「人にやさしい、わかりやすい仕組みづくり」をすすめるためにも、女性が積極的に方針決定や企画立案過程に参画できるよう、女性をとりまく環境整備を促進します。

施策の内容

- 各種審議会・委員会等への女性参画率の向上促進
- 女性の管理職への登用比率向上に向けた人材育成

女性参画比率向上促進の数値目標（平成21年度までの達成目標）

地方自治法202条の3に基づく審議会、委員会等※1の委員における女性参画比率	平成17年4月1日現在 11.5% →目標値： 20%
地方自治法180条の5に基づく委員会等※2の委員における女性参画比率	平成17年4月1日現在 16.7% →目標値： 20%

※1：市町村防災会議、国民健康保険運営協議会、介護認定審査会、公民館運営審議会、社会教育委員会、市町村都市計画審議会、地域審議会、住宅建設等促進助成金交付審査会、市営住宅入居者選考委員会、特定住宅入居者選考委員会、都市景観審議会、ふるさと景観保全審議会

※2：教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会

具体的施策B [事業所・各種団体等への推進支援]

民間企業における意思決定過程への女性参画比率向上に向けた各種啓発活動を実施します。

施策の内容

- 性別に関わりなく有能な人材が管理職へ登用されるよう啓発活動を実施

重点項目③ 「雇用における男女均等な機会と待遇の改善」

具体的施策A 〔男女均等な機会と待遇の改善・促進〕

職場における男女平等を実現するために、男女雇用均等法・労働基準法の周知・理解を図り、男女が働きやすい労働条件の改善・確保を推進します。

施策の内容

- 各種制度の周知及び徹底
- 男女がともに取得できる育児・介護休暇の促進
- 出産後の職場復帰及び再就職の支援
- 多様な働き方の認識及び促進

具体的施策B 〔職場における意識啓発〕

男女がともに支え合う社会であることへの理解を深め、一人ひとりがそれぞれの能力を発揮することができるよう、労働環境の改善に努めます。

施策の内容

- 働く女性の母性保護の確立
- セクシャル・ハラスメント防止の啓発

具体的施策C 〔自営業の家庭、女性の起業のための支援〕

自営業における家族経営の場合、仕事と生活をする場が同じであったり、家計と経営が分離されていないことが多く、就業条件などがあいまいになりがちであることから、家庭内におけるルールづくりが重要です。自営農業における「家族経営協定」についても一層の推進に努めます。また、起業を希望する女性への情報提供に努めます。

施策の内容

- 自営業における「家族のルール」づくりの推進
- 有益な各種制度内容等を市広報等により情報提供

家族経営協定

家族経営が中心の農業が、魅力ある職業となり、男女を問わず意欲をもって取り組めるようにするためにには、経営内において家族一人ひとりの役割と責任が明確となり、それぞれの意欲と能力が十分に発揮できる環境づくりが必要です。

これを実現するために役立つのが、農業経営を担っている世帯員相互間のルールを、文書にして取り決めた「家族経営協定」です。

協定は家族農業経営の発展状況に応じて世帯員相互間の話し合いに基づいて取り決められるもので、その内容は画一的なものではありませんが、盛り込まれることが適當と考えられている事項には、「経営計画の策定」、「経営の役割分担」、「収益分配」、「就業条件」及び「将来の経営移譲」などがあげられています。

重点項目④ 「健康な生活を確保出来る環境整備」

具体的施策A [健康づくりの支援]

心身の健康を保持することにより、健やかに安心して暮らすことができる社会の実現をめざします。

施策の内容

- ▣ 市民の健康増進を支援する仕組みづくり
- ▣ 各種保健事業（相談・健康診断・教育）の充実
- ▣ 健康づくりのためのスポーツの奨励や普及啓発

具体的施策B [時代に相応した結婚及び子育て支援]

深刻な社会問題となっている少子高齢社会に歯止めをかけるためにも、生活様式（ライフスタイル）の多様化に対応した、結婚の支援や安心して子育てができる環境の整備を推進します。

施策の内容

- ▣ 結婚相談事業の充実
- ▣ 男女の出会いの場の提供
- ▣ 未満児、延長保育の充実
- ▣ 子育て支援事業の充実
- ▣ 学童保育の充実
- ▣ 男女が協力しあい子育てができる環境整備
- ▣ ひとり親家庭等への生活支援

具体的施策C [母子保健サービスの拡充]

次世代を担う子どもたちを健やかに育てることができる環境整備に努めます。

施策の内容

- ▣ 妊娠、出産及び育児に対する不安等を軽減する支援体制の充実
- ▣ 母子に対する健康診査、健康診断、訪問指導等の充実
- ▣ 育児交流や親のための交流の場の提供

具体的施策D [高齢者の自立生活支援のための環境整備]

高齢期の男女がともに健康でいきがいをもって自立した生活ができる環境づくりに努めます。

施策の内容

- ▣ 高齢者の雇用機会提供
- ▣ 高齢者向けのスポーツ、文化活動の推進・支援
- ▣ 高齢者福祉施設の充実
- ▣ シルバー人材センターの運営支援

具体的施策E [介護を支援するための環境整備]

介護される人、または、介護をおこなう人にとって安心できる環境づくりに努めます。

施策の内容

- 介護サービスが利用しやすい環境づくり
- 男女が共に協力して参加できる介護環境づくり
- 介護サービス事業の充実
- 介護する方への支援の拡充や相談窓口体制の充実

基本目標3 「男女共同参画による豊かで活力ある地域づくり」

「活力ある地域づくり」の推進には、家庭生活と仕事や地域活動などが両立できる社会の実現が必要です。家庭生活において家族の一人ひとりがお互いを尊重し合い、相互に協力しあえる環境づくりをめざします。

また、市民一人ひとりがそれぞれの英知を結集させ、支え合う自主自立のまちづくりを推進します。

重点項目① 「男女が協力しあう家庭生活の推進」

具体的施策A 【男女が協力しあえる家事・育児・介護等の環境整備】

家庭内での負担が偏らないよう、一人ひとりが家族の一員であることへの認識、理解のための情報提供や意識啓発に努めます。

【施策の内容】

- 家庭内での負担の見直し、家事・育児の社会的重要性の啓発
- 男性の家事・育児・介護への参加啓発
- 広報紙等を通じた意識啓発

重点項目② 「職業生活と家庭・地域生活の両立支援」

具体的施策A 【地域活動における男女共同参画の推進】

一人ひとりがそれぞれの地域において能力を発揮できるような意識啓発に努め、住みやすい地域づくりを進めます。

【施策の内容】

- 地域における慣行の見直し
- 男女が共同でおこなう地域活動の支援
- 自治会等での意思決定過程への女性参画拡大
- 構成員の男女を問わず活動している個人及び団体の紹介

具体的施策B 【仕事と家庭が両立できるための環境整備】

現代の多様な生活様式（ライフスタイル）に対応した子育て支援や介護サービス等を実施し、仕事と家庭生活が両立できる環境づくりを支援します。

【施策の内容】

- 男女が協力し、家事及び介護が出来る環境整備
- 社会及び会社組織における社会保障制度の徹底と充実

具体的施策C [自主的な市民活動の支援]

市民による自主的なボランティアやNPO活動団体の設立及び運営を支援するとともに、女性関係団体のネットワーク化を促し、行政と市民協働によるまちづくりを推進します。

施策の内容

- 団体設立に対する支援
- 活動継続に対する支援
- 既存団体等にとらわれず市民参加ができる環境づくり
- 女性関係団体の連携支援

附 屬 資 料

1. 基本計画策定までの過程

日付	開催内容等
平成17年7月25日	府内部長会議に策定方法等の説明
8月30日	第1回策定委員会開催（府内職員）
9月16日	第2回策定委員会開催（府内職員）
9月28日	委員宛て照会 第2回策定委員会において修正した事項等について委員に 対し内容確認を依頼
11月17日	第3回策定委員会開催（府内職員） 検討委員会への計画書原案とりまとめ
11月21日	第1回検討委員会開催（府内の政策課長会）
12月8日	第1回協議会開催
平成18年1月19日	第2回協議会開催
2月21日	第3回協議会開催 最終報告書とりまとめ

2. 飛騨市男女共同参画推進協議会設置要綱

平成16年2月1日
訓令第17号

(設置)

第1条 飛騨市における男女共同参画社会の実現に関する施策の推進に資するため、飛騨市男女共同参画推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画プランの策定及び推進に関すること。
- (2) 前号に定めるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、市長が委嘱する10人以内の委員をもって構成する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再選を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、それぞれ委員の互選により定める。
- 3 会長は協議会を代表し、会務を統括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、必要に応じて会長が招集し、会議の議長となる。

(小委員会)

第7条 協議会は、必要に応じて小委員会を置くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、企画経営部総合政策課において行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成16年2月1日から施行する。

3. 飛騨市男女共同参画推進協議会名簿

(敬称略・順序不同)

		所 属	氏 名	備 考
1	会長	有識者	小林 月子	岐阜大学 教育学部教授
2	副会長	教育委員	和仁 壽一郎	
3	委員	女性会	前川 隆子	
4	同上	民生委員	望月 聖子	
5	同上	農業委員	清水 聰子	
6	同上	女性消防団	宮地 裕子	分団長
7	同上	民間企業代表	古田 正彦	アルプス薬品工業株式会社
8	同上	民間企業代表	太田 文雄	神岡鉱業株式会社
9	同上	行政代表	溝口 豊	企画経営部長

※女性消防団の正式名称は「飛騨市消防団古川方面隊女性分団」

4. 飛騨市男女共同参画基本計画検討委員会名簿

(敬称略・順序不同)

	所 属	課 等	職 名	氏 名
1	企画経営部	総合政策課	課長	中野 正一
2	総務部	総務課	課長	小枝 憲一
3	総務部	財政課	課長	岩塚 泰男
4	市民環境部	市民課	課長	田口 吉彦
5	健康福祉部	総合福祉課	課長	田中 勇
6	産業経済部	農林課	課長	中嶋 国則
7	基盤整備部	建設課	技術参事兼建設課長	鈴木 猛
8	病院管理室	管理課	課長	舛田 実
9	議会事務局		課長補佐	湯之下 明宏
10	教育委員会事務局	教育総務課	課長	佐藤 邦宏
11	消防本部	総務課	課長	上谷 光夫
12	河合振興事務所	管理課	課長	中矢 正志
13	宮川振興事務所	管理課	課長心得	東 佐藤司
14	神岡振興事務所	管理課	課長補佐	中崎 満
15	企画経営部	総合政策課	課長補佐	清水 貢
16	総務部	財政課	課長補佐	藤井 弘史

5. 飛騨市男女共同参画基本計画策定委員会名簿

(敬称略・順序不同)

	所 属	氏 名	備 考
1	総務部	住田 清美	秘書広報課 課長補佐
2	市民環境部	小林 恵子	市民課 係長
3	健康福祉部	長瀬 恵子	総合福祉課 係長
4	産業経済部	古田 善尚	農林課 係長
5	基盤整備部	大坪 達也	水道課 係長
6	議会事務局	横山 理恵	主事
7	病院管理室	吉野 肇	管理課 課長補佐
8	教育委員会	山田 くに子	教育振興課 係長
9	消防本部	坂場 順一	予防課 係長
10	河合振興事務所	立道 洋子	管理課 係長
11	宮川振興事務所	水上 時雄	管理課 主査
12	神岡振興事務所	福永 直美	管理課 主任

6. 男女共同参画基本法

男女共同参画社会基本法（平成十一年六月二十三日法律第七十八号）

改正 平成十一年 七月 十六日法律第 百二号
同 十一年十二月二十二日同 第百六十号

目次

前文

第一章 総則（第一条～第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条～第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条～第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別の取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体にお

ける政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十二条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十三条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十四条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めるなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十五条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域にお

ける男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

（設置）

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

（議長）

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

（議員）

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則（平成十一年六月二三日法律第七八号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

附 則（平成十一年七月十六日法律第百二号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日＝平成十三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成十一年十二月二十二日法律第百六十号）抄

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

7. 岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例

(平成15年岐阜県条例第49号)

目次

前文

第1章 基本的な考え方など（第1条～第8条）

第2章 男女共同参画を進めるために必要な施策（第9条～第19条）

第3章 岐阜県男女共同参画21世紀審議会（第20条～第27条）

第4章 その他（第28条）

附則

私たちは皆平等であり、性別にかかわりなく一人ひとりが個性ある個人として大切にされなければなりません。

このことは、日本国憲法でも基本的人権の尊重としてうたわれています。

しかし、私たちの実際の生活の中には、性の違いによる差別や役割分担意識があり、また、これらに基づく社会のしきたりも根強く残っており、男女間の不平等や人権侵害を生む原因になっています。

岐阜県は、全国で比べると、女性で職業に就いている人の比率が高く、その労働時間も長いのですが、職場で重要な地位にある人の割合は低いのが現状です。また、家庭についてみても、共働き世帯の割合が高いにもかかわらず、家事、子育て、家族の介護などは女性の役割だと考える人が少なくありません。

今、私たちの社会は、少子化や高齢化が急速に進むなど大きく変化しています。その中で、未来に向けて明るい希望を持ち、生き生きとした豊かな社会をつくっていく必要があります。そのためには、家庭、職場、学校、地域など社会生活のあらゆる場面で、男女が対等な立場で、その個性と能力を十分に活かし、ともに責任を果たしていくことが重要です。

岐阜県では、これまで男女共同参画を進めるためのいろいろな取組を行ってきました。21世紀を迎えた今、私たち一人ひとりが、男女の区別なく一緒にあって、こころ豊かな地域社会をつくっていくことの大切さを認め合い、男女が平等に人として大切にされるふるさと岐阜をつくり上げることを目指して、この条例を定めます。

第1章 基本的な考え方など

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画を進めるうえで基本となる考え方を定め、県、県民および事業者その他の団体の果たさなければならない責任と役割を明らかにするとともに、男女共同参画を進めるための施策を行うために必要な事柄を定めることにより、男女が平等に人として大切にされる社会を実現することを目的とします。

（男女共同参画の意味）

第2条 この条例で「男女共同参画」とは、男女が、平等に個人として尊重され、社会の対等な一員として、自分の意思ですべての分野の活動に参画することができるることにより、男女が政治的、経済的、社会的、文化的などの面で等しく利益を受けることができ、ともに責任を負うことをいいます。

（基本的な考え方）

第3条 男女共同参画は、次の基本的な考え方により、進めることとします。

一 男女が性別にかかわりなく一人の人間として大切にされること、男女が性の違いによる差別を受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が得られることなど男女の人権が等しく尊重されること。

二 男女が、社会で活動を行ううえで、役割分担意識（「男性は仕事、女性は家事や育児に専念すること」などと性によって役割を決める考え方をいいます。）から生まれる制度または慣習により自由な選択を妨げられることのないようにすること。

三 県、事業者その他の団体および市町村が、その政策または方針を計画し、決定する場合に、男女が、対等な立場で参画する機会が得られること。

四 男女が、家庭生活で互いに協力し、また、社会の支援を受けながら、子育て、家族の介護などをを行い、かつ、職場、学校、地域などにおける活動を行うことができるようによること。

五 県、県民、事業者その他の団体および市町村が、この条例の目的の実現のために協力し、それぞれが責任をもって取り組むこと。

（県の責任）

第4条 県は、基本的な考え方方に従い、男女共同参画を進めるための施策を定め、これを実施する責任があります。

(県民の役割)

第5条 県民は、基本的な考え方を十分に理解し、家庭、職場、学校、地域などの社会のあらゆる活動の場において、男女共同参画を進めるよう努めるものとします。

2 県民は、県が行う男女共同参画を進めるための施策の実施に協力するよう努めるものとします。

(事業者その他の団体の役割)

第6条 事業者その他の団体は、基本的な考え方を十分に理解し、その活動の中で男女共同参画を進めるよう努めるものとします。

2 事業者その他の団体は、県が行う男女共同参画を進めるための施策の実施に協力するよう努めるものとします。

(県と市町村との関係)

第7条 県は、男女共同参画を進めるための施策を定めたり、これを実施するときは、市町村に対し、協力を求めることができます。

2 県は、市町村が男女共同参画に関する計画を定めるなどの男女共同参画を進めるための施策を行うときは、情報の提供など必要な協力をします。

(性別による権利侵害の禁止)

第8条 県民は、性的な言葉または行為により相手に不快や苦痛を与えることおよび性的な言葉または行為を受けた相手が反発したりした場合にその人に不利益を与えること(「セクシュアル・ハラスメント」といいます。)を行ってはなりません。

2 県民は、配偶者など身近な関係にある人に暴力などにより体または心に苦痛を与える行為(「ドメスティック・バイオレンス」といいます。)などの男女間における暴力行為を行ってはなりません。

3 県民は、性別による不当な差別の取扱いを行ってはなりません。

第2章 男女共同参画を進めるために必要な施策

(男女共同参画計画)

第9条 知事は、男女共同参画を進めるために必要な事柄についての計画(以下「男女共同参画計画」といいます。)を定めます。

2 知事は、男女共同参画計画を定めるときまたは変更するときは、あらかじめ、次の手続をとります。

一 県民および事業者その他の団体(以下「県民など」といいます。)の意見を聴くこと。

二 岐阜県男女共同参画21世紀審議会の意見を聴くこと。

3 知事は、男女共同参画計画を定めたときまたは変更したときは、速やかに、これを公表します。

(広報など)

第10条 県は、基本的な考え方に対する県民などの理解を深めるために必要な広報、普及活動などを行います。

(教育、学習など)

第11条 県は、学校、地域、家庭などでの教育および県民の学習の場で、男女共同参画に対する県民の関心と理解を深めるようにします。

(情報の収集など)

第12条 県は、男女共同参画を進めるため、情報の収集および分析をするほか、必要な調査研究を行います。

(県民などへの支援)

第13条 県は、男女共同参画を進めるための活動を行う県民などに対し、その活動に役立つ情報を提供するほか、学習または意見交換の場などを提供します。

(県の審議会などにおける委員の構成)

第14条 県は、審議会などの委員を選任する場合には、できる限り男女の数が等しくなるように努めます。

(事業者への協力依頼)

第15条 知事は、事業者に対し、その事業活動における男女共同参画の状況を知るために調査について、協力を求めることができます。

(男女共同参画推進サポーター)

第16条 知事は、県民などとともに男女共同参画を進めるため、これに熱意を持っている県民などの申込みを受けて、男女共同参画推進サポーター(以下「サポーター」といいます。)として登録します。

2 サポーターは、次の活動を行います。

一 男女共同参画についての県民などの関心と理解を深めるために必要な活動を行うこと。

- 二 県が行う男女共同参画を進めるための施策に協力すること。
- 3 県は、サポーターに対し、次のことをはじめとする支援をします。
 - 一 その活動に役立つ情報を提供すること。
 - 二 その活動に役立つ知識を得る機会を設けること。
- 4 知事は、サポーターが、この条例に違反したときその他サポーターとしてふさわしくない非行を行ったときは、その登録を取り消すことができます。

(男女共同参画推進強調月間)

第 17 条 県は、男女共同参画についての県民などの関心と理解をより一層深めるために、毎年 11 月を男女共同参画推進強調月間とします。

(苦情などに対する対応)

第 18 条 県は、次の事柄に関する県民などからの苦情、意見および相談（以下「苦情など」といいます。）を受け付けるための窓口を設置し、関係する機関と協力して、これらの苦情などに対し、適切な対応をするものとします。

- 一 男女共同参画を進めるための施策に関すること
- 二 性別による人権侵害

2 知事は、県民などからの苦情などに対し適切な対応をするために必要があるときは、岐阜県男女共同参画 21 世紀審議会の意見を聞くものとします。

(男女共同参画を進めるための施策の実施状況の公表)

第 19 条 知事は、毎年 1 回、男女共同参画を進めるための施策の実施状況を取りまとめ、これを公表します。

第 3 章 岐阜県男女共同参画 21 世紀審議会

(設置)

第 20 条 県は、岐阜県男女共同参画 21 世紀審議会（以下「審議会」といいます。）を設けます。

2 審議会は、次の事柄について、知事からの意見の求めに応じて調査または審議を行います。

- 一 男女共同参画計画の策定
- 二 男女共同参画計画の変更
- 三 県民などからの苦情などに対する対応
- 四 その他男女共同参画を進めるに当たり必要な事柄

3 審議会は、男女共同参画を進めるため必要がある場合、知事に意見を述べることができます。

(組織)

第 21 条 審議会は、委員 15 人以内とします。

2 委員は、知事が任命します。

3 委員は、男女のいずれかが委員の総数の 4 割未満とならないようにします。

4 委員のうち、若干の人は、公募によることとします。

(任期)

第 22 条 委員の任期は、2 年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

2 委員は、再任することができます。

(会長および副会長)

第 23 条 審議会に、会長および副会長を置きます。

2 会長は、委員が互いの中から選挙して選びます。

3 副会長は、会長が指名します。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があったときまたは会長が欠けたときは、会長の代理をします。

(会議)

第 24 条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となります。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができません。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、賛否同数のときは、議長が決定します。

(特別委員)

第 25 条 特別の事柄についての調査または審議のために必要があるときは、審議会に特別委員を置くことができます。

2 特別委員は、知事が任命します。

3 特別委員の任期は、特別の事柄に関する調査または審議が終わるまでとします。

(部会)

第 26 条 審議会は、必要があるときは、部会を置くことができます。

- 2 部会の委員は、会長が指名します。
- 3 部会に部会長を置き、会長が指名します。
(会長への委任)

第27条 この章に定めることのほか、審議会の運営については、会長が審議会に相談して決めます。

第4章 その他
(委任)

第28条 この条例に定めること以外の必要なことについては、規則で定めます。

附 則

この条例は、平成15年11月1日から施行します。ただし、第9条第2項(第2号に係る部分に限ります。)、第18条第2項および第3章の規定は、平成16年4月1日から施行します。

飛騨市男女共同参画基本計画

発 行 平成18年3月

発行者 飛騨市（企画経営部 総合政策課）

〒509-4292 岐阜県飛騨市古川町本町2-22

TEL 0577-73-2111（代表）

FAX 0577-73-6373

URL <http://www.city.hida.gifu.jp>
